

李朝初期における並作制成立の歴史的條件(下)

—主として奴婢制から佃戸制への移行問題と関連して—

金 鴻 植

目 次

- 一 問題の提起
- 二 奴婢制とその歴史的展開—『私役』關係としての並作制について—(以上第三三卷第二號)
- 三 佃戸制成立の諸特質—『半收』關係としての並作制について—
- 四 結び—「並作半收」制の歴史的意義—

三 佃戸制成立の諸特質

—「半收」關係としての並作制について—

(一)すでに考察したように、李朝初期における隸屬農民の存在形態は良民・賤民の法律的・身分的區別から見れば、非常に單純なものであるが、これを現實の隸屬形態から分析すれば、(A)主人の家や門前田畓において直接に役使され給養される、家内奴隸的な「率居奴婢」から、(B)主に主人の田地からなる保有地において、場合によって主人の監督或いは干與を受けることができる、基本的には獨立の小經營を行ない、家族を形成している「外居奴婢」、(C)さらに法律的には良民でありながら、主人の戸籍に入籍され、農牛・農具・種子・食糧まで主人に依存し、住宅さえ供給されて重い賦役勞働と地代によって、主人に奴婢と同様に隸屬するところの「雇工」又は「婢夫」などをその突出部分とする奴婢的佃戸、(D)最後

には、國家に對して原則的に國役の義務を負いながら、地主に對しては比較的自由な隸屬農民である佃戸、などに到る多様な隸屬形態を含んでいるのであった。しかし奴婢と佃戸との間での現實的形態はより生々と流動しているものであって、四つの隸屬形態だけではその複雑多端な隸屬農民のあり方をきわめて特徴的にしか説明できないと思う。

前節で述べた通り、李朝初期ではすでに奴婢層のなから絶えず外居又は納貢奴婢からなる佃戸的奴婢が生み出されており、なお、その佃戸的奴婢は、良賤交嫁・補充軍編入・代口贖身或いは納粟爲良などの様々な経路を通じて佃戸の形態に近づき融合しつつあった。

他方、自營の良人農民も初期の農莊の發達に伴って、佃戸的隸屬農民に廣汎に編成されつつあった。この節では主として後者の場合について検討してみることにしよう。

佃戸制成立の問題について、なによりも重要なことは佃戸のもつ法律的・身分的關係又は土地慣行としての小作人的な規定にとらわれて、並作制の内部における支配・隸屬關係の具體的なあり方、つまり、上記のような奴婢から佃戸に到る諸隸屬形態の轉化と發展、そしてその歴史的方向―それらの運動の內的法則―を見失わないことである。

勿論、この問題については當時の李朝農業の生産力水準及び農村社會の構造などの基礎的な課題をまず踏まえた上に、それを土臺にしなければならないが、これらの課題の解決は今のところ望めないことである。但し、從來の諸氏の研究によれば、この問題について次のようないくつかの事實關係をつかむことは可能である。

即ち、(1)高麗末より李朝初期にかけての大土地所有である農莊經營の構造は、一部において並作制のもとでの佃戸經營をもちながら、基本的には農莊主に屬する率居又は外居奴婢の勞働に基づいていたこと、(2)また、これらの奴婢は、多くの場合、とくに科田法の實施及び奴婢辨正事業を前後にして大幅に再編され、公田での農莊の發達と相俟って主として並作制の中に吸収され佃戸的なものになりつつあったこと、(3)初期よりすでに中小地主經營においては、奴婢制があまりみられなくなり、並作關係による佃戸制が支配的な形態になっていたこと、(4)このような奴婢制から佃戸制への轉化の根本

的な理由となったものは、勞働の生産性の點において佃戸制が奴婢制より優越していたこと、などである。

佃戸制の發生は古く高麗初まで跡づけることができるが、高麗中葉頃までは佃戸を用いた並作制があまりみられなかった。^⑨そして、高麗末から李朝初にかけても大量の奴婢を所有している王室（内需司が管掌する）・貴族らの大土地を耕作するものは主に外居奴婢であったが、ついで佃戸・伴僮・雇工などが發生して外居奴婢と並んで農耕勞働に服するようになったのである。

當時の「農莊」については、すでに周藤吉之氏の前掲のすぐれた研究があるので、それに對する詳しい説明は省略する。氏の研究によれば、當時の農莊は主として奴婢により耕作されていたが、農莊の内部での奴婢には實質的に佃戸となっていたものも少なくないし、一部であるが佃戸及び雇傭勞働による經營もあつたようである。また、農莊の内部での奴婢と佃戸との農莊主に對する負擔には、收穫の半ば（＝半收）を納めるほかにも種々な雜歛や徭役勞働が含まれていたことが知られる。

(二)では、ここで農莊主の性格と、それによる農莊經營の構造を一應考えてみる必要がある。農莊の所有者としては、王族及び貴族が勿論多いが、その他にも一般官僚・兩班及び郷吏も少なくなかった。又、初期の實錄に「下三道、土沃物阜、朝土之農莊蒼赤過半焉」(世宗實錄三二年四月癸丑)・「朝土農莊、畿内居多」(成宗實錄三年七月甲子)・「鈴川府院君尹師洛：外方農莊所在、累鉅萬石」(世祖實錄二年十月甲寅)・「咸吉道人從仕者、欲以農莊米穀納于其道」(世宗實錄四年十一月甲戌)とある記事をみれば、貴族や官僚の農莊は全道に散在していることがわかる。なお、「元惡郷吏……廣置田庄、役民耕種者」(經國大典五 刑典)及び「各官郷吏、世爲鄉業、挾威弄權、廣植田園」(世宗實錄二十一年十月乙酉)とあるように地方の郷吏も農莊をもっていた。しかし、この場合、一人の貴族や官僚の農莊は一カ處に大規模の領地として存在せず、多くのものは小規模で各地に分散しているのが特徴的である。例えば、世祖元年・同二年・睿宗元年に籍沒された錦城大君瑜・鄭惊・成三問父子・朴彭年父子・尹令孫などの農莊についてみると次の通りである。^⑩

〔瑜〕臨津・驪興・抱川・竹山・廣州・麻田（以上京畿）、唐津（忠清道）、光州（全羅道）、晉州（慶尙道）、江陰・新溪・平山・延安（以上黃海道）、鐵原（江原道）（以上十四カ處）、〔鄭〕江華・楊州・廣州・衿川・通津（以上京畿）、光州・沃溝（全羅道）、白川（黃海道）（以上八カ處）〔成〕三問父子、楊州・高陽・衿川・原平（以上京畿）、唐津・禮山・天安・洪州（以上忠清道）、樂安・咸悅（以上全羅道）、平山（黃海道）（以上十一カ處）、〔朴〕彭年父子、果川・朔寧（以上京畿）、新昌・天安・牙山・石城・溫陽・全義・燕岐（以上忠清道）、海南（全羅道）（以上十カ處）、〔尹〕令孫、積城（京畿）、洪州・瑞山・懷德・（以上忠清道）、靈岩（全羅道）（以上五カ處）。

以上の通り、一人の農莊が十餘カ處にも散在していることや、主として京畿・下三道（慶尙・忠清・全羅）に集中していることが知られる。その爲、農莊は大部分がその所有者により管理されるものでなく、彼から派遣された管理人の監督のもとで農莊主に屬する外居奴婢らによって耕作されるのであるが、各地に分散しているため自分に屬する奴婢数だけではその労働需要をまかなうことが無理であつたと推測される。

即ち、農莊の直接生産者が一般に奴婢と佃戸であると言っても具體的には農莊主の性格によって一様でなかつたようである。まず、王室の内需司、大君・王女などの王族及び初期の功臣らの農莊をみると、それらは一定の管理人のもとでそこに配屬されている外居奴婢（内需司奴などは公奴婢であるが）によって耕作されており、一般の貴族及び中央官僚らの農莊も主として彼らの外居奴婢がその中心であるが、一部では佃戸を用いて耕作させる場合もみられる。しかし品官及び郷吏らの農莊に到ると逆に佃戸による經營が支配的形態である。

では、このことについて具體的に検討してみることしよう。①まず、王室の内需司については、「命革内需司長利、三百二十五所、所存二百三十七所」（成宗實錄三年一月癸亥）とみえ、内需司に屬する田地が非常に廣汎に存在していたことがわかる。また、「傳旨戶曹曰、内需司奴戶、除貢賦外雜役」（同一年九月己卯）、「内需司長利其典守奴橫暴無忌」（同一年十月甲寅）、「南道（平南）不然、内需司奴婢居多」（同六年二月辛巳）、「延安居内需司奴伐介、奸猾聞於一道」（同十八年十二月壬辰）とあるように、内需司に配屬している外居奴婢による經營に關する多くの記事がみられる。次に、王子大君・公主など

の王族の場合であるが、彼らには國家から多量の田結と奴婢數が賜給されるのであった。そのため、王族の農莊にも「宗親巨室、多聚奴婢、或有至千餘口」(太祖實錄一年八月己巳)、「諸君・勢家奴隸、散居外方者、各官守令、未得差役」(世宗實錄十四年七月壬申)、「永膺大君願堂楊州梵窟寺及京外居奴婢、其除稅外雜役」(成宗實錄二十二年三月戊寅)、「永膺大君奴婢、不下萬人而命減雜役」(同・癸卯)とあるように外居奴婢による經營が行なわれていた。

この場合、一つ興味深い事實は、內需司及び王族の農莊内での一部の外居奴婢が、「內需司奴婢……而占良民稱宮屬、助役者一戸幾至百餘」(成宗實錄六年二月辛巳)とか「孝寧大君家奴升才・難奉、招納流亡共三百四十餘人、升才又影占六十餘戸、使之如奴隸」(世宗實錄二十一年九月丙辰)とみられるように、自分が耕作すべき土地或いは管理している土地を零細良民に貸與して耕作させている例である。すなわち、形式上では農莊主の所有する外居奴婢によって經營されている土地であるが、實質的には佃戸によって耕作されている場合で、これは外居奴婢が農莊主に身分的に隸屬しても、獨立の經營を行なう限り、いくらでもありえることであると考えられる。

また、もう一つの大規模な奴婢所有者としては「功臣」の場合がある。李朝初期に當る、太祖朝より成宗朝に至るまでの時期においては、開國・定社・佐命功臣など、八回にもなる功臣策定とその褒賞が行なわれ、三六四名という大量の功臣が輩出された。そしてこれらの功臣に賜給された田地と奴婢の總計をみると、田結數が三四、七四〇結、賜給奴婢が三、八八二口、丘史及び根隨が一、五二五人、眞拜・把領・伴人が二、六〇二人であった。當時には、「功臣丘史及丘史之奉足、以外居奴婢給」(經國大典五 刑典公賤)とあるから、賜給された奴婢總數は八、〇〇九名にも達するものである。これを成宗十五年の京中八十一カ處の官司立役奴婢の定額が差備奴二、一一一人、根隨奴一、四八〇人(成宗實錄五月丁巳)に過ぎなかった當時の實情に比べてみれば、この功臣への奴婢賜給がいかに老大な量であったかがわかる。従つて、功臣らの農莊が外居奴婢による經營に依存していることは容易に推察されるが、この場合、王室・王族及び功臣らの農莊が奴婢による經營に全面的に依存していることは、他方で前節にて述べた李朝國家による奴婢辨正及び推刷事業、その中

でもとくに公奴婢の推刷を強力に推進させる要因となつたと思われる。

② つづいて、一般の貴族及び大官僚らの農莊についてみると、「坡州西郊荒廢無人、安政堂牧始墾之…至其孫璵極盛、内外占田、無慮數百萬頃、奴婢百餘戶」(『慵齋叢話』三)、「宰相田莊奴僕、恣暴如此」(世宗實錄四年二月丁酉)、「朝士之農莊者、亦過半焉」(同三十一年四月癸丑)とあって、基本的には農莊主の所有する外居奴婢による經營であることがわかる。しかし、他方では「畿甸…名宰相田莊、其良民之有田宅・物力者、占爲伴僮」(成宗實錄五年閏六月辛丑)、「澄石(知中樞院事)出身武舉…廣植田園占良人、使之如奴隸」(世宗實錄二十七年四月甲寅)、「親近左右…又驅貢戶、名爲驅史、至千百人、不付公籍、私置農莊而役使之如奴隸」(太宗實錄五年三月癸亥)、「惟是逃奴婢、不入閭右之家、必托於權勢農莊」(睿宗實錄一年二甲寅)とあるように、貴族や大官の農莊には良民や逃亡奴婢など、多數の農民が不法に隠占されていた。彼らの大部分は、流亡・避役などによって戸籍から漏落した者であり、權門勢家はその威勢により彼らを自分の農莊に匿占したのである。かかる勢家の農莊に投托して容隠された者としては(A)や(B)の奴婢もあるが、多くの場合は、國役の負擔から逃れた(C)や(D)の佃戸の方が支配的であつた。このように、貴族らの農莊は主として自分の奴婢による經營様式であつたが、特に(C)のような佃戸も少なからず存在していた。

③ このような傾向は、地方の品官(退職官及びその子孫又士官)及び郷吏らの所有する農莊に至って一層明確になつてくるのであつた。例えば、「在外品官・郷吏、有影占良民者、限今年十月、許令自首、當使免罪、過期不首、爲人所告者、坐以重罪」(定宗實錄二年七月乙丑)「品官郷吏廣占土田、招納流亡…皆禁斷」(太宗實錄六年十一月己卯)とあるように早くから地方の品官・郷吏が自己の農莊に良民を影占・容隠することを固く禁じていたことが知られる。にも拘らず、實際には「牙山戸長金謹廣占田地、多置農莊影蔽良民」(世宗實錄六年二月丁亥)、「郷愿土豪、或廣占田莊、或隱匿民丁」(同二十年十一月癸卯)、「元惡郷吏、冒占良民、隱蔽役使者、廣置田庄役民耕種者、許人陳告」(經國大典五 刑典)とあって、品官及び郷吏が良民を隠占し農莊を耕作させることはごく一般化しているのが窺えるのである。

このように品官・郷吏の農莊の場合、主として(c)のような佃戸經營を基盤としている理由はいうまでもなく、彼らの大部分が、世傳奴婢を、國家から賜給されるような身分では勿論なかったからである。

以上の通り、同じ大土地所有である農莊であってもその所有主の性格によっては、農莊における直接的生産者が奴婢であるか佃戸であるか、又は、兩者の併存であるかが異なっていることがわかる。即ち、王室・王族及び功臣らの農莊は、國家の公奴婢推刷に助けられそれらに配屬される外居奴婢によって分散的に經營されており、主にその收穫の半ばに身賣などの追加分が加えられて農莊主に納められるのであった。次に、貴族及び中央官僚の農莊も基本的には同様であるが、自分らに屬する奴婢では足りない場合、一部では周邊の零細良民及び流浪民を包攝して佃戸として用いていた。そして品官郷吏らの農莊は、彼ら自身がもとより公田での一般の自營良民のなから分化成長してきたもので、他方でこれらに對應して析出した没落又は零細良民を自分の佃戸として隸屬させなくては成立しえない性質のものであった。

奴婢の場合とはともかく、②と③での佃戸は原則的には國役對象者である良民であつて、たとえ農莊のなかに隱匿されても役の負擔がなくなるわけではなかった。そのため、初期の李朝國家は、國役對象者の漏失を防ぐためにたえず佃戸の使用を抑止し、また、不法に奴婢とされた良民を索出してもとの身分に還元させるなど、強力な國家的規制力を發動せざるを得なかった。そこで、一應、國家の規制から免れられると同時に、奴婢と同様に使役できる(c)のような奴婢的佃戸がとくに奴婢の不足しているところでは多く利用されるようになった。

例えば、當時の邊境地方である永安道では、早くから「永安道之人雖士族、本無奴婢、多占良民爲雇工、此風已久、難以猝變」(成宗實錄十七年二月戊戌)とか、「本道軍士無奴婢、專以雇工爲奴婢」(同十七年九月乙巳)とあるように、奴婢の代りに雇工を利用していることがみられる。また、李朝初期でも、初めは「大家世族之爲大家世族、以其有奴婢也」(世宗實錄十三年八月己亥)、「士家之盛衰、蒼赤之有無」(文宗實錄一年五月丙辰)といわれる程、大部分の士大夫兩班は必らず奴婢を所有していたとみえるが、それも次第に「然我國有奴婢者甚少、雖曰元係士族、家世清寒、鮮有臧獲者」(端宗實錄一年十一月

癸酉」とあるように、當代の權勢家を除いては兩班士族といえども奴婢を所有している者は少くなり、それにまた、奴婢の死亡や逃亡或いは分割相續などの諸要因も加えられて一口の奴婢が二家以上の士族に入籍されている例すら現われた。従つて、初期以降には、品官郷吏ばかりでなく、中央官僚及び貴族らもこのような奴婢的佃戸をますます必要としていくのであった。

(三)では、このような(C)の奴婢的佃戸は、(B)の外居奴婢||佃戸的奴婢といかなる差異があり、又、いかなる相互關係をもっていたかについて考えてみよう。この問題については、複雑多様な佃戸の奴婢的形態のなかでも最も特徴的であると考へられる『雇工』・『婢夫』及び『率丁』と呼ばれていた階層に關する史料を通じて検討してみたい。

『雇工』については、「十三歳以上者、丐乞無依飢病將死之類、則母論良民公私賤、許令饋食使喚、限己身作爲雇工、其所生皆還本役」という『秋官志』(第三、考律部賑恤廳事目)の規定がある。これによれば、雇工とは自分の當代に限って主人に隸屬しており、その子女はもとの身分に還元される者であつた。即ち、世傳奴婢と異なる點は雇工の身分が本人に限定されていることであるが、主人に對する隸屬關係は、「遺棄兒與雇工之類、既得養活於人、患難已過之後、厭其服役、橫反悖逃者、論以奴婢反主、雇工背家長律」(同)とあるように奴婢法がそのまま適用されていた。しかし初期の「雇工」とは、「雇工之名、不載於法典、獨咸境一道、自文王朝士儒品以下、凡有役之人、皆以良民望定、使之終身使喚、有同奴僕、其他各道則俱此法、只以民家一時作傭者、謂之雇工」(『秋官志』定制雇工立案)と記されている如く、奴婢が存在しなかつた邊境の咸境道(『永安道』)においてのみ、奴婢の代りに役使されており、奴婢のあるほかの各道では民家で用いる一時傭役者を指すものであつた。それが前述したように、特に品官郷吏らの農莊などにおいて良民の隱匿又は投托現象が増えるので、雇工制に對して一時傭役者とは法的に區別しておく必要が生じてきた。そこで、一應、雇工についても「必須別立事目、如有願爲雇工者、自官取招錄案」(同)と定め、官が取招し登録させ、奴婢と一緒に主人の戸籍に「雇工某々年甲」と合録するようになった(『經國大典戸典戸口式』)。そして原則的には、「雇工者、非奴婢而貧窮寄活之人也」(世祖

實錄十四年六月丙午」とあって、「舊奴婢・雇工毆罵告家長者、各減毆罵告家長律二等論」（經國大典刑典告尊長）と規定され、奴婢と主人との隸屬關係よりは僅かであるが、一應、緩められている方であった。

しかし、主人及びその家族に對する謀殺・誣告などの重罪を犯した場合になると、奴婢と同一の刑量で處罰されるし、主人のために自首した場合も奴婢とともに罪人である主人の自首と同様に扱われるなど、實際、奴婢の刑法上での位置が殆どそのまま適用されていた。他方、雇工の主人に對する隸屬關係におけるもう一つの大きな特徴が、「㉔倩工之人、受値十兩、議限五年以上、立券入籍者以雇工論、㉕不受値立券入籍一二年使喚者、依凡人論」（大典通編刑典推斷條）という凡人（凡人）と雇工との區別に關する規定から推察できる。

即ち、初期に雇工となつた者は、「貧窮寄活之人」とか「嘗爲本道觀察使、推刷流民、其數甚少、而類皆雇工、今雖推刷、必無立戸者」（成宗實錄二十二年二月）とみえるように、國役の賦課對象の資格にもなれない程の貧農や流民であつたし、それ故に金錢をもらつて主人に身を賣り、主人の戸籍に奴婢と並んで登録されると同時に、長期間使役される債務奴隸又は債務小作人のような者であつた（㉔）。それに對して貧殘戸らが單に一、二年の短期間に使役される場合は、雇工としてでなく、凡人として區別されるのであつた（㉕）。

次に「婢夫」の場合は、前節でみた「良人娶賤妾」の場合で、身分は良人でありながら妻の婢の主人家で使役される者である。しかし婢夫の妻主への隸屬度は法律的にも雇工の場合と全く同様のものではあつた。

このような雇工又は婢夫の例は、要するに、足りない奴婢數を良民の中から債務關係や良賤交嫁、或いは、恤養^㉖などを通じて、奴婢に準ずる者を得、これで補完しようとする制度である。従つて雇工又は婢夫については、それが本來の奴主關係の一變形である以上、その「私役」關係を補足するものであるともいえよう。

これに對して、「率丁」制とは、「國役」からでた概念で、有役者の同居している子婿弟姪などの率丁の中で一定數までを無役人とし、營農に従事させることにより、一つの役戸を維持させるための制度であつた。率丁についても「號牌分

給時、某面某里戸首…率子率女婿親戚則寸數、非親戚則率丁、明白置簿、仍成戸籍」(世祖實錄四年七月庚寅)とあり、率丁に對する親戚又は非親戚關係を明白にして戸籍に記するようになっていた。又、「諸道戸籍用、號牌案錄、戸首率丁、其廣作長籬、就籬內者、別構家舍、稱爲一家者、刷出作戸」(同七年七月壬戌)とあるように、率丁はあくまで「率丁指率居人口」(大典註解戸典復戸)に制限されており、獨立戸となつた場合は國役の對象とすることを命じていることがわかる。雇工、又、婢夫が私奴婢と同様、國役の對象にならなかつた理由は、この「率丁之例」に従っているからであつた。

單寒人無所依托、或爲人雇之、或婢夫寄寓者、拘於良人、別立一戸則必至逃散、依率丁例、一戸籍成。(世祖實錄七年七月壬戌)

という當時の記事をみても、雇工や婢夫は國役の面においては率丁とされ無役者となつてゐることがわかる。このように雇工及び婢夫を率丁とする規定は、當時の地主經營にとつても、佃戸經營にとつても非常に有利な條件であつたが、その半面、雇工らを奴婢的なものとする立券入籍や奴婢法の適用を行なわせる前提條件にもなつたと思われる。

従つて、初めは多口の奴婢をもっている貴族や中央官僚の場合より、主として地方の品官郷吏など、大部分が奴婢を所有していない中小地主らによつて雇工制がよく利用されてゐたことは容易に理解できる。これについては「我國則士大夫之家皆無雇工、常人則皆以雇工使用」(中宗實錄二十四年八月)とか「豪強品官、以他丁及良丁、或稱雇工、或稱婢夫、合錄率丁者」(增補文獻備考一三八)とあるような記事などがみえ、當時の事情を物語っている。

そしてまた、李朝中期以降になると、例えば、「今之中國有傭役雇工之俗、故士夫之家亦有代勞之人、奴婢漸少、則雇工漸興、上下漸厚風俗漸變」(礪溪隨錄)または、「北路軍丁之難得、皆由於雇工之弊、雇工役名雖賤、此諸軍卒苦歎懸殊、故凡民之有財產者、爭相率托、以爲免役優游之計」(肅宗實錄四年九月癸丑)にみられるように、雇工は士大夫の家でも次第に奴婢の代りに用ゐるようになり、なお、初期には主として「單寒人無所依托」者ばかりで、奴婢をもっていない地主に對して債務奴隸のような「債務良人」などが雇工となつたが、それも次第に「有財產者」さえ國役から免れるために雇工となる、いわば「避役良民」を隱匿するための一つの合法的手段として亂用されていることが知られる。即ち、雇工制と

は、「凡有公役皆令公賤・良民當之、不及於私賤、良民・公賤不能支、率多逃遁」(成宗實錄九年四月己亥)、そして「有至於良民、則徭役苦重、願托勢家爲奴者」(同)というような、多くの避役及び沒落良民が權門勢家に投托してその奴婢となる不法の身分的轉化現象を社會的背景としながら、うみ出された一つの便法であつたといえよう。雇工又は婢夫などとその突出部分とする(c)の奴婢の佃戸の地主に對する隸屬關係は、大體以上の通りであるが、これを以て、(b)の佃戸的奴婢と(d)のより自由な佃戸的形態とを連結することができ、さらには(a)の率居奴婢から(d)のような佃戸に到る間にもう一つの過渡的形態として位置づけることも可能になつたと思う。

最後に、(c)の奴婢的佃戸と(d)のより自由な隸屬農民としての佃戸との關係は、前述した雇工・婢夫のもつ奴婢的性格を以て一應の區切りができるようにみえる。だが、實際、前節での率居と外居奴婢との區別のように具體的な區劃線をもつ性質のものではない。率居奴婢から外居奴婢への移行とは、あくまでも『奴主之分』という身分的隸屬性(Ⅱ「私役」關係)に基づき、一部は逃亡など、奴婢自身の鬭爭手段による場合もあるが、主として奴婢所有者の地主經營上の打算に裏付けられて奴婢が獨立の小經營を行なうようになることであつた。そのため、奴婢が佃戸によって置き換えられても雇工や婢夫の例にみられるように、地主側はそれらの經營から得られる剩餘生産物を、奴婢による經營の場合と同様に残らず收奪しつくそうとするのである。一方、奴婢の佃戸的形態がその身分的隸屬性の度合いによって規定されるものであるとすれば、他方、佃戸の奴婢的形態は實質的に佃戸が役畜・種子・食糧などを地主より支給され、秋收の時に到つて元利を支拂うということ、さらに住居まで貸與されるという、その經濟的依存關係からくる債務的性質によるものであつた。即ち、(c)と(d)との二つの形態の佃戸的經營における相違とは、地主に對する經濟的依存關係の輕重からくるものであつた。同時に、このことは佃戸による小經營の内部における自己分解の結果でもあつた。

(四)このような初期の佃戸制について、また、「半收」關係についての具體的な資料や實證的研究は未だ見當らないが、一連の初期の實錄記事を全般的に検討してみることにより、當時の「並作制」の輪廓をある程度把握することは必らずし

も不可能でないと思われる。まず、國初から成宗期まで（一三九三～一四七〇年）の並作制に關する諸記事を列記してみると次の通りである。

①前朝田制、有苗裔田・役分田・功陰田・登科田・軍田・閑人田、以食其田租之入、而民之所耕則聽其自墾自占、而官之不治、力多者墾之廣、勢強者占之多、而弱者又從強有力者借之耕、分其所出之半、是耕之者一而食之者二、富者益富、貧者益貧。（「三峰集」七朝鮮經國典經理條）

②蓋欲盡取境內之田、屬之公家、計民授田、以復古者田制之正。（同上賦典經理條）

③田主奪佃客所耕田、一負至五負答二十、每五負加一等、罪：佃客毋得所耕田、擅賣擅與別戶之人。（高麗史食貨志七十八、科田法條）

④啓曰(a)前朝之季民弊多端、至于我朝、漸次革去、民間尙有餘弊、：(b)又品官鄉吏、廣占土田、招納流亡、並作半收、其弊甚於私田、私田一結豐年只收二石、並作一結多取十餘石(c)流移者托此避役、影占者托此容隱、賦役不均、專在於此、：(d)田地並作、除鰥寡孤獨無子息無奴婢三四結以下作者外、一行禁斷、：皆從之。（太宗實錄六年十一月己卯）

⑤承澤曰（知議政府事）臣家奴居江原道平康縣、自言所耕田只五結、敬差官改量、增爲二十五結、臣答曰、汝田雖五結、其中無乃有加耕者乎、或原田非止五結、汝乃謂之五結乎、奴對曰、安敢誣我、：。（同上七年五月己巳）

⑥鐵城君李原陳言、富強人多執田地、既足一家之耕、又與貧民并耕取利、有不均之患、鰥寡孤獨不能自耕者外、其富強者并耕田畜、因給所耕窮民、以遂其生。（同上十五年六月庚寅）

⑦一各驛立馬口分之田、或受於本驛隔遠之地、役事煩重、未暇親耕、或與人並耕、或只受其租。（世宗實錄七年二月乙丑）

⑧外方移徙人之田、固當改給無田者、以資其生、或有守令、稱爲官並作、據給種子、使平民耕耘、及其秋成、分用所出、深爲未便。

（同上七年六月辛酉）

⑨我國壤地偏小、無田之民、幾乎十分之三、有田者、有故而不能耕種、則隣里族親並耕而分、乃民間常事也。（世祖實錄四年二月丙子）

⑩左贊成黃守身上言曰、：尹山非臣伴僮、乃指揮並作人、：臣以爲牙山官屯田、凡二十四處、其十七處、不用田地、臣棄置不耕、或陳荒或他人耕作、其二處去秋全損不收、但片田五處並耕耳、臣若欲得膏腴置農場、則回換之日、卽聚奴婢、使居其地而耕耘矣、何至三年無一奴居者乎、其僅耕五處、亦皆並耕。（同上八年四月丙戌）

⑪傳旨戶曹曰、諸道諸邑屯田、自明年聽民耕稼官收一半之利。（睿宗實錄一年六月甲子）

⑩又教李克增曰、今請受亂臣田地者甚多、…然亂臣田地不多難可盡給、大妃曰以國屯田、充給何如、克增曰、頃以國屯田有弊、許民並耕、以此充給爲便、(成宗實錄一年二月丁巳)

以上の諸例文によると、初期における並作制の進展は主として國家所有地(國屯田など)内部の構造變化によって特徴づけられ、その指標が示されていることが知られる。それでは年代順に沿ってその經過内容をみることにしよう。

周知の通り、李朝權力の公田政策は①のような高麗末の「私田半收制」を撤廢し、②の如く井田又は均田制への復歸を理想的目標とし、まず私田の擴張を強力に制限して主に國家財政擴充のための收租體系を再編するところにその重點を置いた。しかしこの公田政策は「科田法」と呼ばれている通り、當時の王室・貴族及び大小官吏に對する收租權の授給規定がその主な内容で、直接的生産者である農民への土地再分配とは無縁のものであった。そのため、李朝國家も、「凡間曠處、以起耕者爲主」(續大典戶典田宅條)、「過三年陳田、許人告耕、無主田移給他人」(經國大典戶典田宅條)と定め、農民に陳荒地の開墾を積極的に勧めたり、特に私田での佃戸にはその耕作權を法的に保障しようとする等、一連の農民保護政策を打ち出していたが、④以下の例文の示す如くその成果は全く實らなかつた。④の例からは、當時の實態について幾つかの事實關係が讀みとられる。即ち、a、高麗末の私田半收制が私田抑止策のために、李朝に入ってから公田において受け継がれていること、b、特に、地方の品官郷吏らによる大土地兼併と、避役するために自分の土地から遊離した流民との結合によって、並作制が不法に行なわれていること、c、その爲、一方、國家は國役負擔者である多くの良民を失い、又、失われた役民の負擔すべき役を加重せられた殘餘の役民からは流民が繼續的に再生産されるという惡循環の關係におかれていること、d、ついに國家も「三四結以下者」などの貧農に對しては實質的に並作禁止を解除せざるを得なくなつたことなどがそれである。

同じ頃、他方では中央官僚に屬する外居奴婢が公田において獨立の經營を行なっていることが⑤にみられる。又、太宗十五年になつても、並作制の進展は依然として盛んに押し進められているので、再び④に規定された對象者以外には固く

禁ずることを陳言していることが⑥によって知られる。

この場合、⑤と⑥の二つの例を取り合せてみると、次のような事實が推察される。それは公田の内部にも、公田と矛盾せずに外居奴婢の獨立の小經營が行なわれていることと、⑥に記されている「既足一家之耕」という一家の自耕能力のなかには、奴婢勞働が含まれていて、率居であるか外居であるかを問わず、多數の奴婢を以て廣大な土地を耕作することは主家の自家經營能力とみなされるので、不法的なものにならなかったことである。例えば、⑤の例をみてもわかるように、當時の朝廷の審議對象となっている問題は、官僚の外居奴婢が主人の土地でない一般の公田を耕作している事實自體でなく、二十五結にもなる土地を只五結と報告して國家に對する公租や徭役（＝戸役）の負擔を輕減しようとした不正行為に對する問責に過ぎなかった。

すくなくとも、この時期には中央權力の監視があまり行き届かない外方において自分の奴婢を居住させ耕作させるような形態をとる限り、どのくらいの田結數であれ、一應合法的に地主的經營を行なうことが可能であつたと推測される。この點は、(4)の例での奴婢でない避役良民を佃戸として耕作させることが禁じられているのとは對照的であり、従つて當時の大土地經營、特に農莊は主として奴婢による經營の方が有利で、又、支配的であることは前述した通りである。

つづいて世宗朝になると、前節に述べられたように邊方徙民政策及び陳荒地の開墾事業などが強力に推進され、李朝全期を通じての最大規模である約一七〇萬結に及ぶ收租地を確保するようになる。それに應じて、王室・貴族をはじめ、末端の品官郷吏らに至る多くの私的地主による土地兼併の傾向は一段と激しくなり、大量の奴婢を所有している者は大部分の奴婢を外方の田庄に送り込んだり、又は、現地から多くの零細・没落農民を佃戸としたりすることは、前記の記事からも十分に推察されることであらう。

その中でも、邊方での屯田經營における佃戸使用の方式がいち早く導入されるところは、⑦の示すように、重い役務である驛卒の「自耕無稅田」である驛屯田であつた。それと同時に外方に移住して田主がなくなった土地を地方の守令が

「官並作」と稱し、一般良民に種子を與え並作させていることが⑧の例にみえており、④と⑥の如く、國家は並作禁止の原則を固守していても、⑤の佃戸的奴婢の發生と並行して、一般良民の佃戸への移行も持續的に行なわれていることが窺われる。

この傾向は、⑨の例により一層明らかにされるのであって、李朝國家も「無田之民、幾乎十分之三」という状況下では、ついに隣里族親の間にまで並作禁止令を解き、實質的には並作制を認める方向に向かざるを得なかったのである。さらに⑩の例をみると、⑤の例とは對照的に外方の田地において奴婢の代りに佃戸經營による並作制がすでに用いられていることがわかる。とくに⑩の例において注目すべき點は、朝廷での非難の對照となっている牙山地方の農莊保有について、農莊主である左贊成黃守信が、その田地は自分の奴婢による經營ではなく、佃戸經營によるものであるから不法ではないという辯解を行なっているように、農莊についての認識が⑤の例とは全く正反對の立場に立っている事實である。即ち、世祖八年（一四六三年）當時にはすでに、外方での農莊經營が奴婢によるよりも、佃戸經營による方がより妥當な口實となつてゐる事實は、⑤から⑩までの並作制の進展ぶり、特に奴婢制から佃戸制へ移行する一つの経緯がよく示されている。

このような並作制の普及は次第に並作禁令を形骸化し、ついに國家が自ら國有地において並作による佃戸經營を行なわざるを得なくしたのであって、この展開を證明してくれる例が⑪のすべての屯田に對して並作實施を命じる傳旨である。また、その翌年のことである⑫の例では國屯田をそのまま授給するより、それを並作させ、その生産物を以て中小官員の俸祿に充てることを陳言している。

ところで、このような官田又は屯田は國初では官卒並びに官奴婢を用いて行なわれる奴婢制的經營様式であつて、例えば、官の指揮監督のもとに行なわれるべきものであり、種子・糧食・農具などは官が準備し、勞働過程までも官が直接的に指示すべき性質のものであつた。しかし前記の諸例文にみられるように官卒や官奴婢による土地經營は早くからなく

なり、無田之民又は土着民を佃戸にするとその並作形態にすでに移行していることは非常に興味深い事實である。

「即ち、並作制によって奴婢制が廣汎に崩壊せしめられつつあった李朝初期において、かかる官卒とくに官奴婢による經營が維持しがたいものであったことはいうまでもなく、經營としても收支償わざるものとして行き詰まり、没落する結果になったことは奴婢的な單純協業による經營の不經濟な性格を示しているに違いない。だが、ここにはもう一つ注意しなければならぬ問題が残っている。國家による屯田經營は奴婢制から佃戸制への移行段階において、その奴婢制的經營が急速に他の形に轉化しなければならなかったし、また事實移行したのであるが、そこで採用されている經營様式をみると、『劄曰、a) 京中召募一萬名、分爲五營各二千人、亦當分爲二番、每營恒留一千、b) 而其五千則別於京畿肥饒閑曠之地、大備農器・農牛・種子、分屯作農、而使自食其半、官取其半』(增補文獻備考田賦考宣祖二十七年) という記事に示されている通りである。即ち、屯田を分割して佃戸の零細小作に經營せしめる「並作の方法」がその移行の基礎をなしているのは事實であるが、その際、これらの佃戸を役民として二隊に編成し配屬した各軍營に番上立役せしめている點には、まだその奴婢制的な性格の殘存を見なければならぬ。それと同時に⑤の例の示す通り、國家は各營の屯田佃戸に生産器具・農牛・種子などを支給してその收穫の半ばを取り立てていることが知られる。このように田地・農具・種子・農牛までが國家のものであって、そのような生産手段の支給がなければ再生産を行ない得ないような無田之民が⑥のような強制的な編成の中に位置づけられている事情を考えるならば、それがいかに形態は並作制であろうとも、他方では奴婢制的經營であるといわざるを得ない。これは當時、公田での良民戸を國役賦課基準である役戸制を以て編成して軍役・職役及び徭役からなる賦役勞働を強制している、いわば李朝權力の『國家的奴隸制』的な支配をその本質とする初期の役制運用の場合にもいえる。

實際、役制自體も屯田經營と同様、李朝中期以降には並作制にその基盤をもつてしか、行き詰まった古い支配形態を脱却することができなかった。役制編成と並作制との關係については別の機會に論ずることにするが、ここで一つ注目して

きたいのは、この奴婢制的經營及びそれに立脚するところの支配の形態である公・私役關係は沒落しながらも、この時代の一つの生産構造として、しかも國家による功臣・王族への奴婢授給とか公私奴婢の推刷事業などに支えられながら、根強く存在し續けていることである。この意味において前節の國家による大規模な奴婢辨正・推刷事業は、初期の李朝社會の構造を規定する一つの重要な要因であつたといえる。

即ち、初期の並作制がもつ生産構造は、當時の佃戸による小經營的諸特質にその基盤をもち、もはや奴婢制的構造から脱却しつつありながら、他方ではまだ奴婢と佃戸との相互に轉化し合う關係によって特徴づけられ、そこからうみ出された佃戸の奴婢及び奴婢的佃戸の大量の出現と、そしてこれらの主人に對する隸屬關係にみられる『私役的』性格——いわゆる「奴主之分」と呼ばれる家父長制的支配關係——を根強く保存している、即ち、奴婢制的段階の諸性質をも示しているのであつた。

(四)これまで奴婢制と佃戸制との具體的な歴史的相互關係を強調してきたが、他方において佃戸制がそれ以前の奴婢制に對してもつ優越性と進歩性を忘れては、この並作制成立の基礎的動因を見失う結果になるであらう。

まず、形式的にせよ小作關係であること、再生産過程における地主に對する依存性がいかに強度であつても、佃戸並作人が獨立の小經營者であることは、奴婢制的經營に比較すれば、生産力の急速な發展を保證する條件をなすのであつて、たとえ高率の「半收」であるにせよ地代率が慣習的に或いは契約的に固定することは、直接生産者側における剰余生産物の蓄積の可能性と、そのための欲望と鬭争を刺戟する結果となることはいうまでもない。

勿論、他方では雇工・婢夫などのような地主に對する奴婢的隸屬についての事例もこれまで検討してきたが、彼らは決して奴婢そのものでなかつたし、なお佃戸として獨立の小經營者である限り、それだけで主人の奴婢に對するような無制限な驅使をある程度制約する結果となるのであつた。又、現實的に奴婢から佃戸への移行が進展しつつあつても、李朝末期まで依然として奴婢に止まる者も少くなかつたし、奴婢制の廢棄と佃戸制の普及とは法令を以て一舉に全國的に行な

れるようなものでなく、むしろ國家の法令に對抗しながら、徐々に個別的に移行していくものであった。

従つて、初期のように大量の無田之民の投托などによる並作制が支配的な段階にあっては、佃戸は地主の權力によって強く壓迫され、様々な奴婢制的隸屬關係を強制されるはずである。しかし、この段階においても地主に對する佃戸の再生産過程の獨立性は、奴婢の場合より高い程度に達しているのをその根本的な特質としているため、地主側にとっては彼らに對して從來の奴婢制的支配關係を用いるだけでなく、一連の經濟的強制をも一層強化せざるを得なかったと考えられる。周藤氏の農莊に關する前掲論文のなかで農莊の主な經濟的機能として『長利』（＝高利貸）行爲がとくに強調されているのも、この邊にその原因があつたのである。例えば、

a、今者貧寒之徒、或迫於公賦・私債徵收之急、田地家舍、乞賣於富家、爲富家者、知其窮急、減價以買之。（成宗實錄十二年六月壬子）

b、內需司長利、減於凡人取息、而行之無弊、則彼管利之人：違法濫徵、取人牛馬者有之、掠人之財產者有之、奪人之土田者有之、齊民之破產失業、十常四五。（同十三年十二月丙寅）

とあるように、當時の實錄記事にも佃戸の搾取手段のなかでも「長利」（通常五割）が最も大きな惡弊として記されているのもこのためであつた。このような債務關係のもとでの佃戸は、必然的に地主に對する獨立性をなくして、反對に再生産過程にまでくいこむ地主への依存を特質としているのであり、又、この事實のなかに地主の佃戸に對する抜きがたい奴婢制的支配の基礎があるとみられるのである。

一言でいえば、初期の並作制とは、自營良民の廣汎な沒落をその基盤とし、これらの沒落良民を從來の「家父長制的」奴婢支配のなかに債務小作という形で組み込むことによって形成される新しい支配＝隸屬關係であると要約されよう。なお、このような並作制の特質を齎らしめた條件としては、繰り返して述べた通り、(1)奴婢制の廣汎な存在、(2)そしてそれと相互規定的に存在する專制的國家權力の存在という、李朝社會における二つの基本的特質が取り上げられる。特

に、李朝國家の國役負擔者としての良民を追及したことは結果的に、一方では避役良民という大量の勞働力を並作制に供給するものとして機能するだけでなく、他方では地主の佃戸に對する支配權を保證するものとして重要な役割を果している。例えば、良民を追及して復役させるために制定された「戸牌法」^⑧の實施も結果的には、

本朝立號牌之法、爲得良民也、然自號牌之後、良民日減而新得奴婢者頗多、…自立號牌之法、良民則必考良籍、賤則考賤、…故良民之無籍者、賤人之在逃者、無所於歸一、趨勢家爲奴婢者、何勝數、故時人爲之語曰、爲勢家驅奴婢者、號牌之法也。（審宗實錄一年十二月丙申）

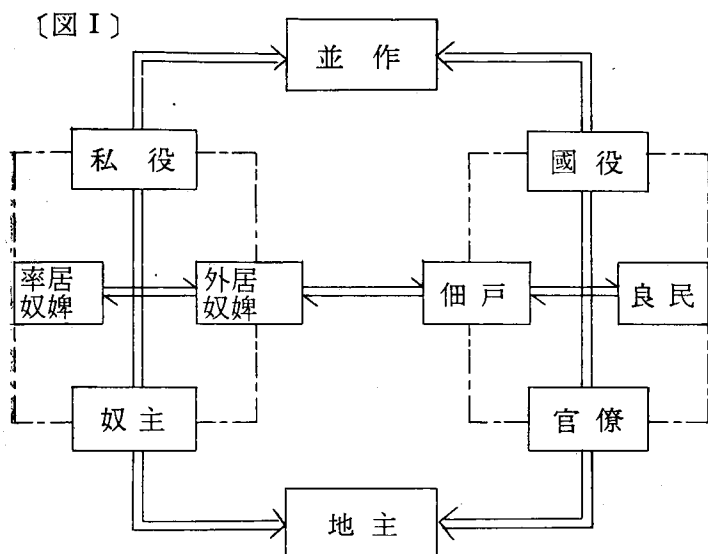
とあるように、かえって良民の一部を勢家に投托させる破目になっていた。その半面、他人の奴婢を不法に占有することを禁じ、奴婢所有主の奴婢に對する支配權を法的に保障し、逃亡奴婢の推刷を國家自ら行なっていた（經國大典 刑典私賤條）。このように、國家の佃戸や奴婢に對する一連の法的制限に頼って、地主らの國家權力に對する依存度がますます深められていくのであった。

四 結び―「並作半收」制の歴史的意義

以上のように、李朝初期における、いわゆる「並作半收」制の成立過程を通じて、その地主―佃戸關係の内部構造と性格を一應考えてみた。特に、並作制の直接的擔い手である佃戸層の歴史的特質、すなわち、李朝の奴婢制の變質過程と相俟って兩者間での相互に轉化し合う關係、そしてその中において奴婢制から佃戸制への移行という歴史的運動方向について検討を試みた。

このような地主―佃戸關係の特質を考えたのちに、それと同族又は村落「共同体」の性格や組織との關連や、李朝國家の農民支配のための役制編成及びその運用法則との相互關係など、李朝初期の全社會構成が具體的に問題になるのである。たとえば、李朝社會において同族集團による共同體的結合がいかに強度であっても、又、貢賦・徭役の賦課などを通じて

て農民に對する國家的規制が非常に強力な體制を取っていても、これらの運動法則はあくまでも、かかる地主⇨佃戸關係の具體的なあり方によって規定されるものであり、なお、この支配・隸屬關係の歴史的段階や内容によっては、同一の「共同體」的慣習や國役の制度的規定も全く異った意味をもつのである。



これまでの内容を大雑把に整理して圖式してみると、『圖 I』の通りである。即ち、並作制による地主⇨佃戸關係のあり方は、李朝初期における身分制及びその直接的表現である役制編成と現實的に絡み合っており、とくに〈國家⇨良民〉の關係である「國役」と、〈奴主(主に兩班)⇨奴婢〉の關係である「私役」との相互に規定し合う、兩者の有機的關係によって特徴づけられていたのである。兩者間の相互作用について簡単に要約してみると、次の二通りである。まず「私役」に對する「國役」の作用は李朝社會における〈封建的〉なものを抑制し、中央集權的官僚制に指向させる條件となる。これにより、特に封建領主となりうるような農莊主などは著しく中小官僚化するとともに、おそらく農莊の奴僕又は投托佃戸らも次第により獨立性の高い良民的なものに上昇していく傾向をもつようになるであらう。

次には、「國役」に對する「私役」の作用であるが、前者のように國役によって制約されるほど、士大夫支配階級は彼

らの私奴婢及び佃戸らを越えてより廣汎な中間階層である一般の良民に對して國家權力を通じて一定の階級的支配を及ぼすという代價をもっている。もとより國役の編成が全良民及び公賤層からなる點では、その役務や納貢はいわば共同の受益者負擔のようにみえるが、特に公田での並作制の進展、すなわち良民層の分解が激しくなればなるほど、品官郷吏や中小官吏からなる一部の支配階級が析出し、より優位な條件で國家權力に参加した場合、上記の國役の義務はますます階級的收奪の性格を帯びてくる。そして國役の負擔が加重せられた良民層の中からは、次第に被支配層としての佃戸的なものが出てくる。

このように牽制し合う兩者の相互作用に規定され、身分上では良民的なものであれ、奴婢的なものであれ、生産關係のなかで獨立の小經營を行ない、自分の生活手段を所有するようになった佃戸的なものが支配的形態となっていくことは、次第に國役や私役のもつ本來の奴婢制的な本質を崩壊せしめ、なお且つ、地主と佃戸關係という新しい支配・隸屬關係の上でそれらを再編していくのであった。この點こそ、並作制成立における第一次的意義であるといえよう。

次に、前述したように直接生産者の再生産過程まで支配するような地主と佃戸との生産關係は、初期の並作制を著しく奴婢制的支配關係の中に追ひ込ませ、雇工・婢夫のような奴婢的佃戸をうみ出す「家父長的」支配關係を強める結果となることに注目しなければならない。即ち、地主と佃戸との對立と分離の反面にある、債務關係のような強い經濟的依存關係は佃戸を奴婢的なものに接近させ、いわゆる『奴主之分』のような家父長的支配關係において地主に結びつけざるを得ないのであった。李朝社會において家父長的支配關係が農村の内部に根強く存在していたことはここにその根據があるようにみえる。

とくに、この點に關連して考えなければならない問題は、初期にすでに李朝農村社會の内部で廣汎に再編成されつつあった、いわゆる同族「共同體」の性格及び並作制との關係についてのことである。この問題についての具體的な検討は別の機會に委ねることにするが、差し當って、今いえるのは、當時の佃戸經營の再生産を守ることについて李朝權力による公的權威は殆どたよりにならず、その代りに同族「共同體」が、一つの私的保障機構として同族扶助のための共有地の設定、

山林及び水利施設の共同利用、そして有利な小作地の貸與などを通じて佃戸に再生産の基盤を與えていたことや、他方、これらの同族成員の佃戸の勞働力を確保して利用しようとする、窮極的には並作制にその經濟的基盤をもつ當時の新興の士大夫支配階級のための體制であつたことである。

従つて、同族「共同體」が外部勢力に對して排他的であり、共有山林などの利用において獨占的であればあるほど、それを守るためには、内部的には同族成員を一層結束する「共同體」的規制を強化せざるを得なかつた。そして前述の地主・佃戸關係における家父長的支配關係は、このような「共同體」的規定を通じて具體化され、小作地・山林水利の利用などの經營條件を確保するためにますます「共同體」から離れられないことを佃戸に強制するのであつた。かくして、初期の並作制成立の特質に基づいた地主・佃戸關係における家父長的支配關係、特にその具體體である同族「共同體」が、李朝農村社會における支配的結合様式として存在し、又再生産されていくのであり、ここに並作制成立における第二次的意義があるといえよう。^⑤

しかし並作制の成立過程における、このような多様性と特質は、獨立の小經營者である佃戸の經濟的成長により次第に止揚され、並作制も名實共にその「半收」的性質のみに定着するようになり、つづいて純粹な經濟的關係としての「近世的」地主・小作關係に移行していくのである。

これは、十六世紀以降、水田での移秧法・稻麥二毛作及び田作での代田法の導入、カレなどの農器の使用、大幅な水利施設の増加など、一連の農業生産力水準の向上、そして農産物の商品生産に伴なう局地的市場の發生と商品流通の展開などの「商品經濟」的要因によるものであることはいうまでもない。^⑥當然、その中から「經濟的」地主となる部分をうみだすことも少なからず、十七・八世紀の地主・佃戸關係についての研究である前掲の金容燮の「經營型富農」又は許宗浩らの「庶民地主」などのような階層がそれである。^⑦これらの問題は同時に直接生産者である佃戸の「身分的」・「經濟的」地位の向上を意味するものに他ならないが、これによると並作制の再編成、又、賸地法にみられるような定額地代の確立な

どについての考察は、李朝後期社會における新しい地主＝佃戸の關係に關する問題であるので、ここでは省略したい。本稿では初期における並作制成立についての諸問題に限って検討してみたことに止める。

註

⑬ とくに、十七世紀以降、奴婢の全人口に對して占める構成上の比率はあまり變らないが、李朝國家の奴婢に對する政策の變遷を通じてみても、その社會的立場はますます向上していることが知られる。即ち、その主な内容を取り上げると①奴婢の「贖良」に關する法律的规定の確立（『續大典』五刑典贖良條）、②奴婢の身貢額の段階的減少、③一八〇一年の公奴婢革破の實現などがそれである。

⑭ 「太祖、除内屬奴婢在宮供役外、出居外郊、耕田納稅」（『高麗史九三列傳六崔承老傳』）、又は「光宗二十四年（A・D九七三）十二月判・陳田墾耕人、私田則初年所收全給、二年始與田主分半、公田限三年全給、四年始依法收租」（同七八、食貨志一田制）

⑮ 「睿宗六年（A・D一一一一）八月判・三年以上陳田墾耕所收、兩年全給佃戸、第三年則與田主分半、三年陳田、四分爲率、一分田主、三分佃戸、一年陳田、三分爲率、一分田主、二分佃戸」（同）

⑯ 周藤吉之「麗末鮮初に於ける農莊に就て」二二・三頁（『青丘學叢』十七）

⑰ 註②の周藤論文によれば、農莊はその所有主が直接に經營・管理するものでなく、王室の農莊は奴僕・委差、寺院の農莊は

門弟・弟子、宗親・貴族の農莊は家臣・書題・管庄奴・幹僕・伴尙などと呼ばれる、農莊主から委任された管理人が派遣され、農莊での奴婢や佃戸の耕作活動を監督・管掌していた。

⑱ 麗末鮮初の記事によると、驛史（丘史）は樂工、其人（京に人質とされている郷族の子弟）、貢戸などからなり、雜路人と呼ばれる授職しても限品されていた。とくに功臣には陪從隨行員である「根隨」として賜給されたが、各品の朝士も驛史を率いることを許されていた。太宗朝になつては官奴婢を以てこれに充てており、特に功臣の驛史には京居奴婢を給したが、成宗元年二月己未條には、驛史は外居奴婢を以て充給せしめることを定めた。

⑲ 「伴人」は功臣・宗親・饑貧などに賜るもので、國家が遞兄職を與えて俸祿を給している一軍卒であつた。「眞拜」「把領」も初入仕を許されており、品官であつて、伴人と同様である。しかし實際には「（畿甸）多宰相農莊、其良民之有田宅物力者占爲伴尙」（成宗實錄五年閏六月辛丑）とあるように、勢家に強制的に使役され奴婢・佃戸の如く取り扱われていた。

⑳ 詳しくは、李鍾河「朝鮮王朝の勞働法制」（一九六九年）五章二節參照。

㉑ 「若奴婢雇工人、爲家長自首、及相告言者、皆與罪人自首同

得免罪」(大明律直解、名例律卷一)

② 「且請遺棄兒收養救活之人、亦依丁丑例、自賑恤廳成送立案、使之永作奴婢、或爲收養、或爲雇工矣」(肅宗實錄二十九年十二月癸未)

③ 「臣等伏思墾田賞職一事又有慮焉、夫墾田難事、雖以上農十夫之家、墾治十余結者尙寡、今朝士受職者、或十結二十結、以至三十結之多者有之、臣等恐有如捕賊之濫、就令實墾、彼新徙之奴、不多之力、安能一一耕治乎、如終不治何益於實、…(中略)…委遣臺官墾田眞僞結負多少、熟治與否、輸租有無、…(世祖實錄十二年十月戊申)とある如く、朝士が陳荒地を開墾する、自家の奴婢をしてその土地を耕作せしめて、原則的には國家に公租(三十斗)を納め、残りの收穫量を以ておそらく外居奴婢と兩分したと考えられる。

④ ③の例にもみられるように、當時にはすでに自分の奴婢だけで耕作しえない農莊もあり、又、「且朝士農莊畿内居多、令其主給民耕種勸耕」(成宗實錄三年七月甲子)とか「孝寧大君家奴：招納流亡共三百四十餘人：承旨鄭忠敬家奴：招納流亡無慮一百餘人」(世宗實錄二十一年九月丙辰)とあるように現地民や没落良民を用いている農莊についての記事も多くみられる。

⑤ すなわち、その成果としての最も典型的な實例は古い奴婢制的經營からの逃散であろう。前掲の四方博氏の研究によれば、大丘府下の數方面の戸籍に記載されている奴婢數の中で、當時の不在奴婢を原因別に分けており、特に逃亡奴婢が全奴婢に對して占めている比率の高さを示している。それを見ると、「(一六九〇年)に三四・二%、(Ⅱ)(一七二九—一七三三年)

に二六・六%、(Ⅲ)(一七八三—一七八九年)に四二・六%、(Ⅳ)(一八五八年)に五八・八%となっており、常に不在原因の首位である。ほかに不在原因としては、他住處が多いが、これは外居奴婢となったものであるとみてよいだろう。その他、死亡の場合を除いて、放賣によるものもあるが、それは全體の〇・五%に過ぎない。

⑥ 國役の負擔者(Ⅱ良民)の動態を把握するために、李朝國家は「戸籍法」とともに、五家の一組を以て一比(又は一統)という切隣の共同責任組織を形成する「五家作統法」、それに加えて「號牌」という身分證明の佩用制を一緒に施行していた。これらは役から逃避して戸口の登録もなしに移徙・流離していることや、また、この避役民を不法に隠匿することを防ぐために講じられた制度である。特に、號牌法は職業・姓名・居住地などが記された牙・角・黄楊木・木牌を身分に應じて佩用するようにして、「民庶絕流亡之心、戸口無增損之弊」(太宗實錄六年三月甲寅)とすることを目的とした制度であった。

⑦ これについて詳しくは、拙稿「李朝の役制と土地所有」(農林業問題研究三七號)を参照されたい。

⑧ 詳しくは、拙稿「李朝における同族『共同體』の歴史的 성격」(同三五號)を参照されたい。

⑨ この問題についてはさし當り、以下の勞作を参照されたい。
金容燮「朝鮮後期農業史研究」Ⅰ・Ⅱ(一九七二)、許宗浩「朝鮮封建末期における小作制研究」(一九六五年)、「朝鮮における資本主義的關係の發生」(一九七〇年)、安秉珪「商品經濟の發展と私商」(朝鮮史研究會論文集五)、姜萬吉「朝鮮後期商業

資本の成長」(韓國史研究 一九六八年)、劉元東「朝鮮後期商工業史研究」(一九六八年)。

③ 金容燮「朝鮮後期の經營型富農と商業的農業」(前掲書Ⅱ所收)、許宗浩、前掲書一章三節參照。

④ 李重煥「擇里誌」總論、車文燮「王亂以後の良役と均役法の

成立」(『史學研究』十・十一)、四方博「李朝人口に關する身分階級別的觀察」(朝鮮經濟の研究)Ⅲ・京城帝大法學會編、金容燮「朝鮮後期における身分制の動搖と農地所有」(『史學研究』十五)。